

# 青森県報

第八百九十三号

令和七年  
三月二十六日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………  
生活習慣病対策課……………一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定……………  
同……………一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の名称の変更の届出……………  
同……………二
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………  
高年齢福祉保険課……………二
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………  
同……………二
- 喀痰吸引等業務の登録……………  
同……………二
- 障害福祉サービス事業者の指定……………  
福祉課……………三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出……………  
同……………三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………  
同……………三
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………  
水産振興課……………四
- 道路の区域の変更……………  
道路課……………四
- 道路の供用の開始……………  
同……………五
- 出先機関
- 土地改良区の役員の就任……………  
東青森地域民局……………五

## 告

## 示

○ 土地改良区の定款変更の認可……………  
同……………五

○ 右 同……………  
(上北地域)民局……………五

### 人事委員会

○ 人事委員会規則九一二(職員の定年等)の一部を改正する規則……………  
(事務局)……………五

### 青森県告示第百六十五号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

令和七年三月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
おひさま在宅クリニック八戸	八戸市南類家二丁目一六の一五アーバンパレスD	令和六・三・三〇
スーパードラッグアサヒ調剤薬局エルム店	五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の一	七・一・二六
ひまわり薬局のわき店	青森市堤町一丁目一〇の一	七・一・三
共創未来かつら薬局	青森市小柳六丁目一九の一六	七・二・六

### 青森県告示第百六十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一

項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

令和七年三月二十六日

青森県知事 宮下 宗一郎

名称	所在地	指定期限
オネスト薬局	五所川原市字上平井町八三	令和 六・三・二
おひさま在宅クリニック八戸	八戸市南類家二丁目一六の一五ア バンパレスD	七・一・一
医療法人青松会のへじくりニック	上北郡野辺地町字下小中野一八の八	七・二・三

青森県告示第百六十七号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第十九条の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第二十四条第二号の規定により公示する。

令和七年三月二十六日

青森県知事 宮下 宗一郎

区分	名称	所在地	変更年月日
変更前	訪問看護ステーションおはな	八戸市新井田西三丁目一八の四 パースワンD	令和 六・四・一
変更後	オードリーナーズステーション		

青森県告示第百六十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和七年三月二十六日

青森県知事 宮下 宗一郎

指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	名称	所在地	指定期限
株式会社 エール	訪問看護	訪問看護ステーション エール	上北郡おいらせ町緑ヶ丘六丁目一〇の二〇一〇	令和 七・四・三

青森県告示第百六十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

令和七年三月二十六日

青森県知事 宮下 宗一郎

指定介護予防サービス事業者	介護予防サービスの種類	名称	所在地	指定期限
株式会社 エール	訪問看護	訪問看護ステーション エール	上北郡おいらせ町緑ヶ丘六丁目一〇の二〇一〇	令和 七・四・三

青森県告示第百七十号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項





青森県告示第百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和七年四月二十五日まで青森県土木整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十六日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道一〇一号	西津軽郡深浦町大字麴木字三浦三八の六三から 西津軽郡深浦町大字麴木字扇田二八の一まで	令和七・三・二六

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、青森中部土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和七年三月二十六日

東青地域県民局長 上 沢 謙 一

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理 事	溝江 洋子	青森市大字安田字近野三三六	令和七・三・七

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、青森中部土地改良区の定款の変更を令和七年三月十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和七年三月二十六日

東青地域県民局長 上 沢 謙 一

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、砂土路川土地改良区の定款の変更を令和七年三月十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和七年三月二十六日

上北地域県民局長 千 葉 健 夫

人 事 委 員 会

人事委員会規則九―二（職員の定年等）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十六日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則九―二（職員の定年等）の一部を改正する規則

人事委員会規則九―二（職員の定年等）の一部を次のように改正する。  
第一条中「第六条」の下に、「第九条第三項」を加える。  
第八条の次に次の一条を加える。

（特定管理監督職群を構成する管理監督職）

第八條の二 条例第九條第三項の人事委員会規則で定める管理監督職は、県立高等学校等の特定管理監督職群として、県立高等学校又は県立特別支援学校の事務長とする。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青 森 県 号

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭